

くらしの情報

〈市で受付ける申告〉
 ◇市・県民税申告
 ◇所得税の確定申告のうち、
 ①給与や年金所得の申告、
 ②医療費控除の申告、③農業所得の申告など
 ※青色申告、損失申告、分離課税所得（取用以外）の申告や、初めて所得税の住宅ローン控除を申告する場合は、魚津税務署で申告してください。



国税電子申告・納税システム (e-Tax) ホームページ
<http://www.e-tax.nta.go.jp/index.html>

所得税、市・県民税の申告が始まります

◆税務申告相談
 とき
 2月16日(火)～3月15日(月)
 午前9時～午後4時
 ※土曜・日曜日は休みます
 ところ
 市民会館3階大会議室
 ※例年大変混雑しますので、郵送申告や電子申告をぜひご利用ください。



〔市・県民税の申告〕
 平成22年1月1日現在で市内に住所があり、平成21年中に所得があった方は、申告をする必要があります。
 また、所得がなくても国民健康保険に加入されている方（軽減措置の適用があります）や所得状況が判定できない方などは申告をする必要があります。
 なお、確定申告をされる方や給与所得または年金所得のみの方は、申告の必要はありません。ただし、給与所得または年金所得のみの方が各種控除の適用を受けるために申告が必要な場合があります。

2月14日(日)は滑川市長選挙の投票日です

選挙に投票できる人、できない人

投票できる人は、次の要件に該当する人で、選挙人名簿に登録されている人です。
 平成22年2月15日までに生まれた人
住所要件
 平成21年11月6日以前から市内に居住し、住民基本台帳に登録されている人
 ただし、次の方には選挙権がなく、投票できません。
 ・成年被後見人
 ・禁錮以上の刑で服役中の
 ・選挙犯罪で禁錮以上の刑を受け執行猶予中の人

投票所と投票時間

投票時間 午前7時～午後8時
 (東加積第2投票所は午後4時まで)

投票区名	投票所
滑川東部第1	あずま保育所
滑川東部第2	勤労青少年ホーム「青志会館」
滑川西部	市民会館分館コミュニティホール(西コミ)
浜加積	浜加積地区福祉センター
早月加積	早月加積幼稚園
北加積	北加積幼稚園
東加積第1	東加積コミュニティセンター
東加積第2	藁輪集落センター
中加積	中加積地区公民館
西加積第1	西加積地区公民館
西加積第2	上小泉保育園
山加積	山加積コミュニティセンター

期日前投票・不在者投票

投票日に、投票所に行くことができない人は期日前投票ができます。
 とき 2月8日(月)～13日(土)
 午前8時30分～午後8時
 ところ 市民会館1階ロビー
 ※入場券を持参してください
 また、旅先や病院などでの不在者投票や身体に重度の障がいをお持ちの方などが郵便で投票できる制度もあります。
 ▼問合せ先 選挙管理委員会 (内線216)

〔市・県民税の住宅ローン控除制度の改正〕

所得税の住宅ローン控除を受けているが、控除可能額が所得税額よりも大きく、控除しきれない場合にその分を翌年度の市・県民税から控除するものです。市への申告手続きは不要となりました。
控除限度額 前年分所得税の課税総所得金額などの5% (最高107,500円)
対象
 ◇平成11年から平成18年までに入居された方
 ◇平成21年から平成25年までに入居された方
 ※平成19年と平成20年に入居された方は、市・県民税に住宅ローン控除の適用はありません。

※平成11年から平成18年までに入居された方のうち、退職所得や山林所得がある方と所得税で平均課税の適用を受けている方は、従来の住宅ローン控除制度を適用した方が有利な場合があります(この場合、従来どおり3月15日(月)までに市へ申告する必要があります)。
〔社会保険料控除〕
 国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料を年金からの天引き(特別徴収)



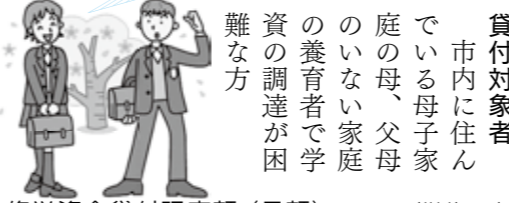
自動車の検査・登録はお早めに

毎年3月は自動車の検査・登録申請が多く、窓口が大変混み合います。「車検の手続き」は、1か月前から受検できますので、余裕を持った受検を。また、「廃車・名義変更の手続き」は、3月中頃までに申請されるようお願いいたします。
 問合せ先
 国土交通省北陸信越運輸局富山運輸支局
 ・登録に関すること ☎050-5540-2044
 ・車検に関すること ☎423-0892



母子修学資金をご利用ください

母子および寡婦福祉法に基づき修学資金などの新規貸付申込受付を次のとおり行います。
第1回申込みは3月10日(水)まで
 母子および寡婦福祉法に基づき修学資金などの新規貸付申込受付を次のとおり行います。
貸付対象者
 市内に住んでいる母子家庭の母、父母のいない家庭の養育者で学資の調達が困難な方
貸付限度額など
 貸付限度額は左の表のとおりです。なお、保証人が必要です。
第2回以降の申込みは随時受け付けます。
 ▼申込み・問合せ先
 福祉課児童福祉担当 (内線754)



区	修学資金貸付限度額 (月額) (単位:円)	
	分	限度額
高等学校・専修学校 (高等課程)	国公立	自宅通学 18,000 自宅外通学 23,000
	私立	自宅通学 30,000 自宅外通学 35,000
高等専門学校	国公立	自宅通学 21,000 自宅外通学 22,500
	私立	自宅通学 32,000 自宅外通学 35,000
短期大学・専修学校 (専門課程)	国公立	自宅通学 45,000 自宅外通学 51,000
	私立	自宅通学 53,000 自宅外通学 60,000
大 学	国公立	自宅通学 45,000 自宅外通学 51,000
	私立	自宅通学 54,000 自宅外通学 64,000
専修学校 (一般課程)		30,000

※償還期限は原則として20年以内

年金

で納められた分については、その年金の受給者にはのみ社会保険料控除が適用されます。
〔減価償却制度の改正〕
 法定耐用年数の見直しなどが行われましたので、ご注意ください。
 ▼問合せ先
 税務課市民税担当 (内線233・234)
●口座振替による前納制度をご利用ください
 国民年金保険料の納付に口座振替を利用されると、自分で納める手間が省け、納め忘れもなく安心です。また、前納制度では割引があるため大変お得です。
◆当月末振替(早割) : 4月分を4月末日に振替
◆6か月前納 : 4月分～9月分を4月末日に振替
◆1年前納 : 4月分～翌年3月分を4月末日に振替
必要な物 年金手帳、預(貯)金通帳、金融機関への届出印
手続き先 市役所市民課またはご希望の金融機関
 ※魚津年金事務所に直接提出される場合は、金融機関の証明を受け、3月15日(月)までにお申し込みください。
◆控除証明書の送付時期
 ①平成21年1月1日～9月30日に国民年金保険料を納めた方 : 平成21年11月送付済
 ②平成21年10月1日～12月31日にこの年初めて国民年金保険料を納めた方 : 平成22年2月上旬送付
▼問合せ先
 控除証明書専用ダイヤル ☎0570-070-117
 ※3月13日(土)まで
 ※税務申告の手続きについては、税務署へご確認ください。